

令和8年度生成A I サービス提供業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度生成A I サービス提供業務委託

2 業務目的

社会構造の複雑化等に伴い、行政需要は高度化・多様化・複雑化しており、行政においても、デジタル技術を活用した業務改善を推進することで、業務の省力化や業務プロセスの効率化を図り、人的資源の再配置や新たな行政サービスの提供が求められており、全庁的に職員が主体的に業務改善に努め、業務量を削減する必要がある。

これらの課題解決に寄与し、様々な事務作業の効率化など、働き方改革や県民サービスの向上につながることから、本委託業務において有償版の生成A I サービスを導入する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 機能要件

導入する生成A I サービスは以下の要件を満たすこと。

(1) 基本機能

- ア クラウドサービスであり、ブラウザ（Microsoft Edge）からアクセスでき、専用のソフトウェアのインストールが不要であること。
- イ 大規模言語モデルである OpenAI の GPT-5、Google の Gemini 2.5 Pro 以降の日本国内リージョンを利用したテキスト生成AIのサービスが利用できること。
なお、本モデルにおいて、1月当たり3,000万文字以上の利用ができること。
- ウ 大規模言語モデルである OpenAI の GPT-4.1 mini、Google の Gemini 2.5 Flash 以降の日本国内リージョンを利用した文字数の制限のないテキスト生成AIのサービスが利用できること。
- エ LGWAN を経由してサービスを利用できること。
- オ 利用者において大規模言語モデルを切り替えて利用できること。
- カ 大規模言語モデルの進化に応じて、継続してアップデートを実施し、最新の大規模言語モデルが利用できること。
- キ 利用者が当該サービスへ入力する指示文（プロンプト）について、地方公共団体において入力頻度が高いと考えられるプロンプトを容易に利用できるようにしたテンプレート機能を活用できること。また、テンプレートは独自に追加ができること。
- ク 音声取込機能を有していること。

(2) 利用者

- ア アカウント数は8,000人が利用できること。
- イ 同時に利用できる人数は300人以上とすること。
- ウ 利用者の認証方法については、メールアドレス等の個人を識別する情報とすること。

(3) RAG（検索拡張生成）

- ア 独自の複数のデータをアップロードし、活用できるRAG（検索拡張生成）機能を利用できること。
- イ アップロードしたデータについては、本県の組織以外から利用できないようセキュリティを確保すること。
- ウ アップロードしたデータについては、フォルダでアップロード先を分けるように、所属ごとで管理できること。
- エ アップロードしたデータについては、全庁利用、組織利用等の権限を設定することが可能であること。
- オ アップロードできるデータの種類の種類は、pdf, docx, xlsx, csv, txt形式に対応していること。
- カ アップロードできるデータの総容量は、100GB以上とすること。

(4) セキュリティ対策

- ア 入力した情報及びRAGに投入したデータが生成AIの学習データとして利用させないこと。（設定により学習の有無を切り替えられる場合は、利用されない設定とすること。）
- イ データ処理は国内のデータセンターで完結できること。
- ウ 個人情報等の機密情報の入力をブロックする機能を有すること。また、機密情報の種類に応じて、ブロックの適用・不適用を個別に設定できること。
- エ 任意の単語を「禁止ワード」として登録し、入力をブロックする機能を有すること。

(5) 管理者機能

- ア 利用者アカウントとは別に管理者アカウントを利用できること。
- イ 管理者アカウントにおいて、利用者の新規登録・削除ができること。
なお、登録については、csv形式等のデータを用いて一括登録できること。
- ウ 管理者アカウントにおいて、利用者の利用できる大規模言語モデルを管理できること。
- エ 管理者アカウントにおいて、利用者の利用ログを確認できること。利用ログの内容は、利用者、利用日時、入力内容等の利用状況とする。また、利用ログ

をデータとして出力できること。

オ サービスの利用による業務ごとの業務削減効果等を定量的に算出し、管理者が確認できるダッシュボード機能を有すること。

(6) 認証資格

ア ISO/IEC 27001 認証及び ISO/IEC 27017 認証を取得している者が運営するサービスであること。

5 委託内容

(1) 導入等支援

4の要件を満たす生成AIを導入、設定し、利用できるようにすること。

(2) 職員の利活用支援

職員が生成AIに興味を持ち、円滑に生成AIを利用できるよう、マニュアル、動画等の準備、又は研修を実施すること。

なお、マニュアルについては、利用者用、管理者用を準備することとし、研修を実施する場合は録画し、後日、アーカイブを閲覧できるよう動画形式も提供すること。

(3) 運用サポート

管理者からの使い方等の問合せに対して、電子メール等により直接対応できるようにすること。

6 実施体制

受託者は、本業務実施に当たって、プロジェクト全体を統括する責任者を配置し、進行管理を行うこと。

7 成果物

(1) 本業務の成果物及び納入時期は以下のとおりとする。

	成果物	内容	納入時期
1	実施計画書	業務全体の実施計画(業務範囲, 作業内容, スケジュール等)を示した もの。	契約締結後10営業日以内 ※計画に修正のある場合は、修正の都度
2	操作マニュアル	当該サービスを利用する際の操作 マニュアル。	利用開始後、速やかに 提出すること。
3	業務完了報告書	本業務の実施結果を取りまとめた もの。	履行期間の満了日まで に提出すること。
4	アカウント利用 証明	アカウント証書等生成AIサービ スの利用環境が証明できるもの。	利用開始後、速やかに 提出すること。

(2) 提出方法及び様式

ア 成果品は特に指定がない限り、電子データとすること。

イ 資料データは、加工が可能なMicrosoft Office 製品（「Excel」「Word」等の各ソフトウェアは、Microsoft Office2024（64bit 版）及びMicrosoft 365（64bit 版）以降のバージョン）で問題なく参照・更新できることを原則とし、それ以外で提出する場合は、承認を得ること。

(3) 成果品等の帰属

本契約に従って作成される成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。ただし、本件プログラムに結合又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県から受託者に対し、本調達にかかる支払が完了した時をもって、県に無償で譲渡するものとする。受託者は、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、本事業の成果品において、他自治体とデータを共有することで有益な情報を得られると判断できる場合には、著作権の扱いを両者協議の上決定することができる。

イ 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）に規定する権利を行使することができないものとする。

(4) 契約不適合責任

全ての成果物の納品完了日から起算して 12 か月以内に判明した契約不適合に対して、以下の事項に対応すること。

ア 県と対応方針等を協議の上、県の指定した期日までに成果物に対して契約不適合箇所の追完を行うこと。なお、追完した際は、文書にて県に報告を行うこと。

イ 県からの問合せや質疑については、誠意をもって確実に対応すること。

8 資料等の取扱い

(1) 本県は、受託者に対して委託業務遂行上必要と認められる資料・機器等（以下「資料等」という。）を提供するものとする。

(2) 受託者は、前項に規定する資料等以外に委託業務遂行上必要な資料等がある

ときは、本県に対してその提供を求めることができる。

- (3) 受託者は、本県から貸与された資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- (4) 受託者は、委託業務遂行上不要となった資料等があるときは、遅滞なくこれを本県に返還しなければならない。
- (5) 受託者は、本県から貸与された資料等を、本県の書面による事前の承認なくして複製してはならない。

9 受託者の義務

(1) 遵守する項目

- ア 労働安全規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じること。
- イ 受託者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については県の指示に従うものとし、たとえ指示がない場合でも当然なされなければならない事項は、これを省略してはならない。
- ウ 受託者は、本要求を遂行するに当たって、防火・防犯に十分注意し、その発生原因が受託者の責任による場合は、受託者の責任において処理すること。
- エ 設備等の保護には十分留意し、万一破損等が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。特に、庁舎の平常業務に支障なきよう留意すること。
- オ 受託者は、納入に係る詳細な資料等の作成に当たって、事前に県と協議の上、必要に応じて現地調査を行うこと。
- カ 受託者は、守秘義務を厳守すること。また、本要求を遂行するに当たって知り得た事項は外部に漏らしてはならない。
- キ 受託者は、作業に際しては、社員証若しくは社名入りの名札等を常に携帯すること。
- ク 本仕様書に疑義が生じた場合、県と受託者の間でその都度協議するものとする。

(2) 情報セキュリティ対策

ア 秘密の保持

受託者は、本契約に関連して知り得た情報を保守業務以外の目的に使用してはならない。保守業務に関連して当該情報を第三者へ提供する必要がある場合は、事前に書面により県の許可を得なければならない。

受託者は、上記情報を、本仕様書の規定に反し流出させたことにより、県に損害等を与えたときは、その損害等を賠償しなければならない。

イ セキュリティ関連事項の公表禁止

受託者は、本システムのセキュリティに関する事項の一切について、外部及び内部に公表してはならない。ただし、第三者へ情報提供する必要がある場合は、事前に書面により県の許可を得なければならない。

ウ ウイルス対策

受託者は、業務遂行に際し、外部から電子データを持ち込み、本システムに反映させる必要がある場合は、事前にウイルスチェックを行い、データが安全であることを確認すること。また、ファイル交換ソフト等が搭載されたパソコン及びウイルス対策を行っていないパソコン等を使用してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報については、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示、漏えいをしないこと。
- (2) 受託者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

11 協議

本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、本県と受託者が協議して定める。

12 スケジュール（見込み）

令和 8 年 4 月 1 日	契約締結
4 月中	アカウントの利用開始
	円滑に生成 A I サービスを利用できる施策の提供
令和 9 年 3 月	業務完了報告書提出